

特記仕様書

【1. 総則】

（適用範囲）

本特記仕様書は、「南落合橋修繕設計業務委託」（以下、本委託）に適用する。

（委託内容）

本業務は、橋梁長寿命化を図るため、宇治市橋梁長寿命化修繕計画・道路橋定期点検結果等により劣化が認められた南落合橋の健全性、安全性を高めるために必要な修繕設計を実施するものである。

（履行期間）

本委託の履行期間は令和9年3月19日までとする。

（使用する技術基準等）

本委託の実施にあたっては、本仕様書のほか、下記の関係法令等に準拠して行うものとし、最新版を使用するものとする。

- 土木設計業務等共通仕様書（宇治市）
- 土木設計業務等委託必携（国土交通省近畿地方整備局）
- 土木設計業務等委託必携（京都府）
- 道路橋示方書・同解説（（社）日本道路協会）
- 道路橋補修・補強事例集 2012年版（（社）日本道路協会）
- 道路橋定期点検要領（国土交通省近畿地方整備局）
- 詳細設計照査要領（国土交通省近畿地方整備局）
- 土木工事数量算出要領（案）（国土交通省近畿地方整備局）

（管理技術者及び照査技術者）

本委託の配置予定技術者は下記に示すいずれかの資格等を有する者を配置するものとする。

- （1）管理技術者：土木設計業務等共通仕様書第1章第6条第3項に規定する資格等は、技術士の建設部門（鋼構造及びコンクリート）又はシビルコンサルティングマネージャー（以下、「RCCM」という。）（鋼構造及びコンクリート）の資格保有者とし、本業務と同種又は類似業務の実績を有する者とする。
- （2）照査技術者：土木設計業務等共通仕様書第1章第7条第2項に規定する資格等は、技術士の建設部門（鋼構造及びコンクリート）又はRCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格保有者とし、本業務と同種又は類似業務の実績を有する者とする。
- （3）担当技術者：本業務と同種又は類似業務の実績を有する者とする。

（提出書類）

委託金額が100万円以上となる場合、受注者は業務実績情報システム（TECRIS）の入力により、（財）日本建設情報総合センター（JACIC）にデータ登録するものとする。

登録には、業務契約時登録、業務完了時登録および必要に応じて変更時登録があり、調査職員の確認を受けて行うものとする。また、登録確認のため、同センターが発行する「TECRIS受領書」の写しを調査職員に提出するものとする。

（緊急の措置）

現地調査時に別紙（道路橋定期点検調査）より損傷の進行が見受けられ、緊急の措置が必要な場合は速やかに調査職員に報告すること。また、国や京都府への状況報告及び措置方法等の報告が必要となるため、調査職員から指示があった場合は速やかに必要な資料を提出すること。なお、措置方法については修繕の範囲や工法について検討し調査職員に報告すること。

(打合せ等)

打合せ協議については、業務着手時、中間打合せ 1 回、成果品納入時の計 3 回を行うものとする。ただし、中間打合せは調査職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、成果品納入時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。

打合せ協議は、打合せ事項を記録簿に取りまとめ、調査職員に提出し相互に確認すること。

(資料の貸与)

以下の資料を貸与する。

- ・当該橋梁の定期点検結果
- ・当該橋梁の参考図面

本市から貸し出す資料は、速やかに返却し他の目的に使用してはならない。

(土地への立入り等)

現地調査等の実施にあたり、第三者の土地に立入る場合は、あらかじめ調査職員及び土地の所有者の了解を得て立入るものとする。また、作業者は作業中必ず宇治市発行の証明書を携帯すること。

(車両の駐車及び交通規制について)

業務箇所付近の車両の駐車については、近隣住民や交通の支障にならないように十分注意すること。また、駐車が長時間に及ぶ場合や車両台数が多くなり交通規制が必要となる場合は必ず調査職員に報告し指示に従うこと。なお、点検作業中に苦情があった場合は、受注者において責任を持って対応するものとし、その結果を調査職員に報告すること。

(安全管理)

受注者は、業務履行にあたり労働安全衛生法、道路交通法その他関係法令を遵守し、第三者及び作業従事者の安全確保を最優先とすること。

また、本業務においては交通規制を伴った現地調査等は想定していない。

関係機関協議等により交通規制が必要となった場合は監督職員と協議の上、対応するものとする。

(成果物の提出)

本委託の成果品は、共通仕様書に基づくものとするが、成果品部数は正・副各 1 部とし、成果品項目は以下のとおりとする。

- ① 業務報告書
- ② CD-R (CAD(dxfl・sfc)・Word・Excel・PDF・xdw)

(守秘義務)

受注者は業務内容及びその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。個人情報の取扱いには十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、目的外の使用を禁止し目的完了後直ちに返却すること。万が一個人情報漏洩した際は、調査職員に直ちに報告し、調査職員の指示に従い対応すること。

【2. 業務概要】

（対象橋梁の諸元）

本委託における対象橋梁は、下記のとおりとする。

橋梁名	供用開始	橋長	径間数	上部構造形式	基礎形式
南落合橋	1981 年	9.00m	1	PC 橋、プレテン床版	直接基礎

（対象とする損傷）

本委託の対象となる橋梁の主な損傷は、下記のとおりとする。

（1） 南落合橋（判定区分Ⅲ）

- 【上部構造】 主桁下面に剥離、鋼材露出・鋼材の錆
- 【下部構造】 床版下面に遊離石灰、漏水
- 【堅 壁】 変形・欠損、うき、排水管の腐食、石積み部の間詰め材の脱落
- 【防 護 柵】 剥離・鉄筋露出、変形・欠損
- 【舗装(As)】 路面の段差

（設計計画）

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果物の内容、部数・使用する主な図書及び基準・連絡体制（緊急時含む）等の事項について業務計画書（照査計画書を含む）を作成する。

（現地踏査・一般図作成）

橋梁の参考図面や既往資料、現地調査により詳細構造を把握し、橋梁一般図を作成する。

（補修箇所抽出）

既往資料や現地での踏査及び点検調査より詳細構造、修繕箇所及び数量を把握する。修繕箇所については、別紙（道路橋定期点検結果）に示す。数量は、図面と現地の整合を確認すること。また、修繕設計に必要な情報を補うことを目的として、既往資料の整理（図面等）を行う。

なお、詳細な点検調査を行う必要が生じた場合、調査員と協議するものとする。

（調査結果のとりまとめ）

点検調査で確認した損傷状況のとりまとめを行い、損傷の発生規模を整理した上で、損傷の発生要因の分析を行う。

（調査試験）

現地踏査や損傷要因分析において、調査試験が必要と判断される場合にはその試験内容、目的について監督職員と協議するものとする。

なお、協議の結果、必要となった場合は設計変更の対象とする。

（修繕設計）

○修繕工法の比較検討

既往資料や点検調査結果を基に、計上されている対策工法の妥当性かつ構造特性、施工性、経済性、維持管理性との整合など総合的な観点から 3 案程度の修繕工法比較を作成し選定を行う。

○修繕設計・図面作成

選定した修繕工法について、詳細構造を決定するための修繕設計を行い、発注に必要となる

図面一式（位置図・平面図・側面図・標準断面図・横断面図・構造図・各種標準図・施工計画図・仮設図）を作成する。また修繕設計においては、新技術等の活用について検討することとし、費用の縮減や施工の効率化などに取り組み、従来工法との比較検討も行うこと。

参考）国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所「新技術情報提供システム」

<https://www.kkr.mlit.go.jp/kingi/tech/netis/netis.html>

（施工計画）

修繕設計の結果を踏まえ、現場条件、資材搬入条件等を勘案し、施工計画・仮設計画を立案する。

（概算工事費算出）

工事に必要な数量計算書を作成し、その数量と施工方法を勘案し、調査職員と協議した単価を用いた概算工事費を算定する。なお見積りが必要となる工種については、算定の参考とした見積書及び見積り先の3案を添付すること。

（照査）

土木設計業務等共通仕様書第7条に記載するとおり、照査技術者による照査を実施する。

（報告書作成）

業務の成果として必要事項を記載した報告書を作成する。また、各要点をとりまとめて記載した設計概要書を作成する。

【3. その他】

（地下埋設物や架空線等上空施設の確認）

調査地区内の地下埋設物や架空線等上空施設の有無については、受注者が確認を行うものとし、施設が在る場合は、当該管理者と協議を行い、詳細な位置や深さ等の調査をすること。また、その結果は平面図等を作成して発注者へ報告するとともに、成果物へ反映させること。

（業務の検査等に伴う必要な費用）

本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

（会計検査について）

本業務は国庫補助事業であることから、会計検査院の検査が実施される際には、関係資料の整理や作成等が必要となった場合は協力すること。

宇治市個人情報取扱事務に関する特記仕様書

（基本的事項）

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（秘密等の保持）

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者及び従事者）

第4条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ発注者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 受注者は、責任者に、従事者が本特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 受注者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記仕様書を遵守させなければならない。

4 受注者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

（派遣労働者）

第5条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合における守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。

2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（責任者及び従事者の教育及び研修）

第6条 受注者は、責任者及び従事者に対し、個人情報の保護、本特記仕様書において責任者及び従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、計画を策定し、実施体制を明確にしなければならない。

（再委託の禁止）

第7条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理を自ら行うこととし、第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受注者は、個人情報の処理を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得

なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地及び連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告しなければならない。

（目的以外の使用及び第三者への提供の禁止）

第8条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得し、若しくは作成した個人情報（個人情報の全部又は一部を複製等した他の媒体を含む。以下同じ。）又は発注者から引き渡された個人情報を発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複製及び複製の禁止）

第9条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報又は受注者が自ら取得し、若しくは作成した個人情報を発注者の指示又は承諾を得ることなく複製し、又は複製してはならない。

（作業場所の特定）

第10条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（個人情報の管理）

第11条 受注者は、この契約による業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。
- (3) 事前に発注者の承諾を得て、作業場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製し、又は複写しないこと。
- (4) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。

(5) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

(6) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(7) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

（個人情報の帰属及び返還、廃棄又は消去）

第12条 発注者から引き渡された個人情報のほか、この契約による業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が取得し、作成し、加工し、複写し、又は複製等した個人情報は、発注者に帰属するものとする。

2 受注者は、委託業務完了時に、発注者の指示に基づいて、前項の個人情報を返還し、廃棄し、又は消去しなければならない。

3 受注者は、第1項の個人情報を廃棄し、又は消去する場合、当該個人情報を焼却、溶解その他の方法により判読及び復元ができないように確実な方法で廃棄し、又は消去しなければならない。

4 受注者は、第1項の個人情報を廃棄し、又は消去したときは、完全に廃棄し、又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄若しくは消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。

5 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（事故発生時の対応）

第13条 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、当該個人情報の漏えい等の事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報の漏えい等の事故があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、同項の指示に基づいて、当該個人情報の漏えい等の事故に係る事実関係を当該個人情報の漏えい等の事故のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該個人情報の漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（報告）

第14条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本特記仕様書の遵守状況を確認するために必要な範囲で、受注者に対して定期的に報告を求めることができる。この場合において、発注者が本特記仕様書に定める義務等を遵守させるために必要な指示をしたときは、受注者は、当該指示に従い速やかに是正措置を講じ、その内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

（監査及び検査）

第15条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本特記仕様書

に定める措置が講じられているか検証し、及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して、必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(契約の解除)

第16条 発注者は、受注者が本特記仕様書に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17条 受注者は、本特記仕様書に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。